

(別紙様式2)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：新潟県
農業委員会名：燕市 農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	5,120.00	400.00	400.00	0.00	0.00	5,520.00
経営耕地面積	5,054.00	174.00	162.00	12.00	0.00	5,228.00
遊休農地面積	2.38	0.13	0.13	0.00	0.00	2.51
農地台帳面積	5,207.00	410.00	403.00	7.00	0.00	5,617.00

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	1,912
自給的農家数	536
販売農家数	1,376
主業農家数	306
準主業農家数	562
副業的農家数	508

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	2,392
女性	1,182
40代以下	243

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	670
基本構想水準到達者	46
認定新規就農者	0
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 3 年 7 月 31 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	29	29
認定農業者	—	23
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	2
40代以下	—	0
中立委員	—	2

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	0	0	0

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積		これまでの集積面積	集積率		
		5,540.00	ha	3,978.74	ha	71.82
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策の導入により、認定農業者の面積要件(4.0ha以上)や後継者要件(60歳未満)が撤廃され、耕作者の大半が認定されている。 ・基本構想到達に向けて、新たな担い手要件が必要。 					

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

(集積目標①は、これまでの集積面積に集積目標面積(年100ha)を加えたもの)

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
4,078.74 ha	3,987.18 ha	8.44 ha	97.76 %

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手農家への農地集積が円滑に行われるよう、市農政課(農地中間管理事業受託者)、農業協同組合等の関係団体と連携し、制度の周知徹底を図る。
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構を利用した農地の集積を図ることにより、経営転換協力金や固定資産税の課税の軽減措置が受けられるなどパンフレットを農業委員会窓口を設置し、農地流動化推進のための周知を行った。 ・7月29日、8月6日に法人化協議のため、吉田本町集落で集積や農地法の説明を行う。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き目標の達成に向け、継続的に担い手への農地利用集積を推進する。
活動に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も制度の周知徹底を図るとともに、関係団体と連携し、担い手への農地の集積を推進していく必要がある。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数
	0 経営体	0 経営体	0 経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積
	0.00 ha	0.00 ha	0.00 ha
課題	・担い手の高齢化により後継者不足が見込まれる中で、新規参入者の必要性は認知されているが、水稲単作地帯であることから、水稲以外の農地確保、経営資金・農業技術・収穫物の販売・労働力の確保等と、関係団体による参入しやすい環境が連携した取組みが必要。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
0.00 経営体	0.00 経営体	0.00 %
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
0.00 ha	0.00 ha	0.00 %

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	・燕市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想において、「7.新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標」に沿って、関係機関と連携を図り実施したい。
活動実績	・担い手との懇談会(栗生津地区の将来を話し合う会(7月18日))では、地元農業委員が人・農地プランのアンケート結果の報告、現在の農業、農家の情勢について情報提供を行った後、今後目指す農業経営、方向性について話し合いが行われ、今後の課題について共有した。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	・「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」では「新規就農者」の標記のみで、面積等の記載がないため、基本構想の改定時に担当課と連携を図っていく必要がある。
活動に対する評価	・国や県、市農政課や農協との連携により、懇談会に参加した意欲ある農業経営者を通じて、新規就農や参入を考える者に対して情報提供が期待できる。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A) 5,543.21 ha	遊休農地面積(B) 3.21 ha	割合(B/A×100) 0.06 %
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の利用状況調査により、遊休農地の発生を防止する。 ・不作付け地の解消に向けての作付け誘導などに努める。 		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

解消目標① 3.21 ha	解消実績② 0.70 ha	達成状況(②/①×100) 21.81 %
------------------	------------------	--------------------------

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査	調査方法	29 人	7 月～ 11 月	8 月～ 3 月
		<ul style="list-style-type: none"> ・管内全域を調査区域とし、目視による巡回調査を一斉に実施する。 ・旧市町又は、旧市町の地区(地域)の範囲で区域を区切り、班の編成と班の責任者を決め、複数の農業委員等で調査を行う。 ・農地が集団的に利用されている地域等(農振農用地区域等)、農地の遊休化が周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順次調査を行う。 ・農地地番図等を利用しながら目視で確認のうえ、遊休農地化している場合には、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、写真を撮り地図等に記録し、検討会を開催する。 			
	農地の利用意向調査	調査実施時期: 12 月～ 3 月			
	その他の活動				
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		29 人	7 月～ 11 月	7 月～ 11 月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	12 月～ 3 月	調査結果取りまとめ時期	12 月～ 3 月
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条	
		調査数: 55 筆	調査数: 0 筆	調査数: 0 筆	
	調査面積: 2.76 ha	調査面積: 0.00 ha	調査面積: 0.00 ha		
	その他の活動	地区担当委員は、当該区域内を随時パトロールを実施。			

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	・不作付け地解消計画の未実施者の農地が遊休農地化している。
活動に対する評価	・今後も随時パトロールを実施し、遊休農地化を未然に防止したい。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	5,540.00 ha	0.00 ha
課 題	・違反転用は、地目変更登記にかかる登記官からの照会や転用者の相談により判明する場合がほとんどである。それらは、住宅が連担する地域がほとんどであり、筆数も多く、農地パトロールによる目視では、発見しにくい。周辺農業に支障を及ぼすことは見受けられないが、早期発見と適切な指導が重要な課題である。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
0.00 ha	0.00 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	・違反転用に対する適切な指導と、発生を防止するため、農業者等への周知に努めるとともに、農地パトロールを徹底する。
活動実績	・違反転用の恐れのある箇所については、農地法の転用許可や登記地目変更により処理。また、発生防止の活動では、農業者等へのリーフレットの配布や広報つばめ「農業委員会からのお知らせ」等による周知を行うとともに、7月に前期パトロール、11月に後期パトロールとして重点地区の確認を実施した。
活動に対する評価	・担当区域内の巡回と併せて、疑義のある土地の問い合わせが事務局に寄せられるなど、違反転用を未然に防ぐ取組みが浸透している。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数 58 件、うち許可 58 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地区担当委員は、申請内容を確認し現地調査を行っている。許可申請書は、農地基本台帳で当該農地情報を確認し、事前審査委員会で審査している。 ・事前審査委員会は必要に応じて、申請者や担当農業委員からの説明を受け、案件によっては現地確認を行っている。 			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	・関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。			
	是正措置	-			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0 件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0 件		
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	・議事録を作成のうえ、市のホームページ上で公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 20 日	処理期間(平均)	20 日
	是正措置	・総会の審議終了後、迅速な対応で許可書の交付に努める。			

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 8 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地区担当委員は、申請内容を確認し現地調査を行っている。許可申請書は、農地基本台帳で当該農地情報を確認し、事前審査委員会で審査している。 ・事前審査委員会は必要に応じて、申請者や担当農業委員からの説明を受け、案件によっては現地確認を行っている。 			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	・許可基準に基づき、転用事業内容、立地状況等について総合的に判断している。			
	是正措置	・判断根拠に基づき継続実施する。			
審議結果等の公表	実施状況	・議事録を作成のうえ、市のホームページ上で公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 40 日	処理期間(平均)	40 日
	是正措置	-			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		22 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		22 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由		
	対応方針		
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況		

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 2,569 件 公表時期 令和 3 年 3 月 情報の提供方法: 市のホームページ及び農家へチラシを配布
	是正措置	-
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 561 件 取りまとめ時期 令和 3 年 3 月 情報の提供方法: 市のホームページの議事録で公開
	是正措置	-
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 (市外を含む) 6,005.81 ha
		<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の総会終了後の農地の権利移動や転用等の状況についてデータ更新: での情報の更新(毎月)。 ・登記の権利移動や分合筆の情報の更新(毎月)。
	是正措置	公表: 全国農地ナビによる公表

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	(要望・意見) なし (対処内容)
農地法等によりその権限に属された事務	(要望・意見) なし (対処内容)

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 1 件

提出先及び提出した意見の概要	提出先 燕市長 意見の概要 燕市農地等利用最適化の推進施策に関する意見書(抜粋) 遊休農地の発生防止・解消について 担い手への農地利用の集積・集約化について 新規参入支援の拡充について 営農が継続できる取組みについて 農業委員会活動の啓発について
----------------	---

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している